

岩手県博物館等連絡協議会の支部の区分及び運営について

岩手県博物館等連絡協議会規約（以下「規約」という。）第 5 条に定める支部の区分及び運営について、次のとおり定める。

記

1 岩手県博物館等連絡協議会支部の構成団体会員

支部	博物館等の所在が下記市町村にある団体会員
盛岡	盛岡市、滝沢村、雫石町、紫波町、矢巾町
県北	久慈市、二戸市、八幡平市、一戸町、岩手町、軽米町、葛巻町、洋野町、野田村
沿岸	宮古市、大船渡市、釜石市、陸前高田市、岩泉町、住田町、山田町、田野畑村
県南	一関市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町
県央	北上市、遠野市、花巻市、西和賀町

2 支部の事業について

- (1) 各支部においては、規約第 4 条に定める目的を達成するために、必要な事業を行うこと。
- (2) 大規模災害が発生した場合は、下記 3 の「被災文化財等救援体制」に基づいて、迅速に対応すること。

3 災害が発生した場合の被災文化財等救援体制について

- (1) 支援支部等（下記以外にも、必要に応じて、会長が要請するものとする

被災支部	支援支部（原則）	会長の要請による支援支部等
盛岡	・全支部	・状況により専門的知識を有する博物館等
県北	・盛岡支部 ・沿岸支部	
沿岸	・全支部	
県南	・県央支部 ・盛岡支部	
県央	・盛岡支部 ・県南支部	

4 災害が発生した場合の被災文化財等救済支援に関する事務処理について

- (1) 被災地の支部長は、大規模な災害が発生し、文化財等に被害が発生した場合は、支部内の博物館等施設に関する情報を入手するものとする。
- (2) 被災地の支部長は、被害の状況を会長へ報告する。
- (3) 会長は、被災支部の被害に関する情報を生涯学習文化課総括課長に提供し、必要な指導・助言を受けるものとする。
- (4) 支援体制案に定められた支援支部は、各支部長の指示により、対応可能な範囲での救援活動を行う。
- (5) 会長は、被災の状況を勘案し、必要に応じて専門的知識を有する博物館等、さらには他県への支援を要請する。
- (6) 被災地の支部長は、その後の被災状況などを随時、会長へ報告する。
- (7) 県立博物館職員は、支援活動に当たり各支部の支援活動従事職員を統括するものとする。
- (8) 会長は、随時、生涯学習文化課総括課長へ支援活動の状況を報告し、必要な指導・助言を受けるとともに、各支部長へ情報を伝達するものとする。
- (9) 支援に要する経費の負担については、相互支援の趣旨から、原則として支援活動を行う館・園の対応とする。

5 その他

- (1) 各支部長は、救援等活動の内容について、翌年度の4月末日までに会長へ報告するものとする。
- (2) 支部の運用に当たっては、本規約の規定を準用すること。

6 適用年月日

平成 25 年 7 月 25 日